平成　　年　　月　　日

契約相手方の条件に関する確約書

川崎市長あて

法人等名称

所在地

代表者氏名

川崎市横断歩道橋（連絡通路）ネーミングライツパートナーの申込にあたり、川崎市広告掲載基準第３条に該当しないことを確約します。

川崎市広告掲載基準（抜粋）

(広告掲載することができない業種又は業者)

第３条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

(１) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第１項の規定により風俗営業と規定されている業種

(２) 風俗営業類似の業種

(３) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(４) たばこその他市民の健康上、好ましくないと思われるもの

(５) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に係るもの

(６) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法(昭和２３年法律第２０５号)、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）等に抵触するもの

(７) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(８) 消費者金融

(９) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの

(10) 商品先物取引に関するもの

(11) 占い、運勢判断に関するもの

(12) 興信所、探偵事務所

(13) 結婚相談、交際紹介等を業とするもの

(14) 各種法令に違反しているもの

(15) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)による再生又は更生の手続中の事業者

(16) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(18) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に規定するインターネット異性紹介事業

(19) 医業、歯科医業、助産師の業務、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又は柔道整復業。ただし、本市ホームページのバナー広告に限る。

(20) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(21) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者

(22) 本市の市税を滞納している事業者

(23) その他広告として掲載することが不適当であると認められるもの